

佐久健康長寿プロジェクト推進会議規約

1 趣旨

この規約は、佐久市と佐久穂町を中心とした佐久地域の特徴である健康長寿、そして、それを支える保健・医療・福祉システムを世界に誇れるブランドと捉え、このブランドを地域の産業振興、まちづくりに生かすことにより、交流人口の創出と、地域経済の活性化を図り、多くの人に選ばれ、住み続けたい地域を創生することを目的に、関係者が一堂に会して協議を行う場となる「佐久健康長寿プロジェクト推進会議」（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 役割

推進会議の役割は、次のとおりとする。

- (1) 関係団体等が一堂に会して健康長寿のまちを将来にわたり維持するとともに、その仕組み・ノウハウを日本のみならず、世界に発信していくために必要なことや、産業振興及びまちづくりに生かしていくことを協議・検討する。
- (2) 推進会議は、次の組織（以下「各組織」という。）が行う事業について報告を求め、意見調整ができるものとする。
 - ア保健・医療のつばさ事業連絡会議
 - イ健康長寿産業振興推進協議会
 - ウ健康長寿まちづくり協議会
- (3) 推進会議で協議・検討する内容は、次のとおりとする。
 - ア健康長寿のブランド構築のあり方
 - イ海外からの視察研修受入れプログラムや帰国後のフォローアップ体制のあり方
 - ウ視察研修を通じた保健・医療・福祉の健康長寿ブランドの国際展開のあり方
 - エその他推進会議で協議・検討が必要と認められる事項
- (4) 推進会議は、各組織が行う事業等の相互連携を支援する。
- (5) 推進会議は、各組織の事業が独立した企業体等へ引き継げるように協力をする。

3 体制

推進会議の体制は、次のとおりとする。

- (1) 推進会議の会員は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - ア保健・医療・福祉に係る団体等の代表
 - イ産業に係る団体等の代表
 - ウまちづくりに係る団体の代表
 - エ識見を有する者
- (2) 市長は、市長が委嘱したアドバイザーを推進会議に出席させることができる。
- (3) 市長は、推進会議にオブザーバーを出席させることができる。

4 任期

推進会議会員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 会員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、退任する。

5 会長及び副会長

推進会議の会長及び副会長は、次のとおりとする。

- (1) 推進会議に会長1人、副会長1人を置く。
- (2) 会長は、会員の互選によりこれを定める。
- (3) 副会長は、会長が指名する。
- (4) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

H28.8.10

6 会議

推進会議の会議は、次のとおりとする。

- (1) 推進会議は、会長が必要に応じて招集し開催する。
- (2) 推進会議の議長は、会長が当たる。
- (3) 推進会議は、会員の定数の半数以上が出席しなければ、推進会議を開くことができない。
- (4) 推進会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (5) 会員は、やむを得ない理由があるときは、会長の許可を得て、代理人を推進会議に出席させることができる。
- (6) 推進会議は公開する。ただし、特別の事情があると認められるときは、公開しないことができる。

7 総務

推進会議の事務局は、佐久市役所内及び佐久穂町役場内に置き、佐久市が総務を主管する。

8 費用弁償

推進会議の費用弁償は、次のとおりとする。

- (1) 会員が推進会議に出席したときの報酬及び旅費又は公務のため旅行したときは、旅費を支給する。
- (2) 前号の規定により支給する報酬及び旅費の額は、「佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年4月1日条例第41号）」によるものとする。

9 推進会議の運営経費

推進会議の運営に係る経費は、佐久市役所一般会計予算とする。

10 その他

この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年8月10日から施行する。